第１　ＰＦＯＳ又はその塩が使用されている製品であること及びＰＦＯＳ又はその塩が第一種特定化学物質であること。

第２　［略］

第３　注意事項

［削る］

環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項

第１　ＰＦＯＳ又はその塩であること又はＰＦＯＳ又はその塩が使用されている製品であること及びＰＦＯＳ又はその塩が第一種特定化学物質であること。

第２　［略］

第３　注意事項

１　ＰＦＯＳ又はその塩を譲渡し、若しくは提供する場合又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号。以下「令」という。）第９条の表ＰＦＯＳ又はその塩の項第１号若しくは第２号に規定する製品を譲渡し、若しくは提供する場合

⑴　ＰＦＯＳ又はその塩が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあること（ＰＦＯＳ又はその塩が使用されている製品にあっては、含有されている当該ＰＦＯＳ又はその塩が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあること）に留意し、水への混入の防止、廃水の回収等によりＰＦＯＳ又はその塩の排出の削減に努めなければならないこと。

⑵　移替え等の作業は、飛散又は流出する量が最少の量となる措置を講ずることとし、飛散又は流出した場合には、布等により直ちに拭き取ること。

⑶　ＰＦＯＳ又はその塩を含む廃水については、可能な限り当該廃水を回収するための措置を講ずること。

⑷　漏出したときは回収するよう努めること。

⑸　廃液等の廃棄物は、関係法令に基づき、自社で適正に処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理すること。

［削る］

２　令第９条の表ＰＦＯＳ又はその塩の項第３号に規定する製品を譲渡し、又は提供する場合

⑴　業務用写真フィルムに使用されているＰＦＯＳ又はその塩が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあることに留意し、現像液及び定着液の回収等により、ＰＦＯＳ又はその塩の排出の削減に努めなければならないこと。

⑵　現像作業を行うときは、使用済みの現像液及び定着液を回収すること。

⑶　業務用写真フィルム又は廃液等のうち、廃棄物となったものは、関係法令に基づき、自社で適正に処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理すること。

［削る］

３　令附則第３項の規定により読み替えて適用する令第９条の表ＰＦＯＳ又はその塩の項第４号に規定する製品を譲渡し、又は提供する場合

⑴　消火器用消火薬剤又は泡消火薬剤（以下「泡消火薬剤等」という。）に使用されているＰＦＯＳ又はその塩が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあることに留意し、泡消火薬剤等を訓練又は点検において使用する場合は、放出した泡消火薬剤等を回収すること等により、ＰＦＯＳ又はその塩の排出の削減に努めなければならないこと。

⑵　泡消火薬剤等の移替えの作業は、飛散又は流出しないようポンプ等により行うこととし、万一、飛散又は流出した場合には、布等により直ちに拭き取ること。